

処遇改善加算にかかる「見える化」要件について(情報公開)

令和6年度介護報酬改定により、旧介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化され、新加算である「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当法人では、職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境整備を行い、事業所において加算の算定要件を満たしていることから、**介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)**を取得しております。

介護職員等処遇改善加算の算定要件のひとつ「見える化要件」に基づき、介護職員等処遇改善の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、下記に公表します。

☆『入職促進に向けた取組』

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

☆『資質の向上やキャリアアップに向けた支援』

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

☆『両立支援・多様な働き方の推進』

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間定期職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

☆『腰痛を含む心身の健康管理』

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・介護職員の身体の負担権限のため介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

☆『生産性向上のための取組』

- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- ・業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。いわゆる介護助手等の活用

☆『やりがい・働きがいの醸成』

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供